

定例監査の結果

1 監査の期間

令和7年4月2日から令和7年4月11日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部 農地整備課

(2) 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例は認められなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 契約事務

ア 予定価格書を封入していないものがあった。

【契約規則第13条】

(2) 文書事務

ア 起案伺いにおける公印使用承認が未実施であった。

【公印規則第8条】

イ 起案文書を文書管理システムに登録していないものが散見された。

【文書取扱規程第18条】

ウ 法定外公共用物占用料の減免にかかる事務について、適切に行われていないものがあった。

【法定外公共用物の管理に関する条例施行規則第3条】